

## 八王子市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、に基づき実施する八王子市生活困窮者自立相談支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を計画的に実施するとともに、地域における自立支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は八王子市とする。

### (事業の委託)

第4条 本事業の各支援のうち、事業の全部又は一部を適切な運営ができると認められる法人等に委託することができる。

### (事業の対象者)

第5条 本事業の対象者は、八王子市に在住している現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるもので、本事業による支援が必要と認められるものとする。

### (事業内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者のおかれている状況や本人の意思を十分に確認（以下、「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

#### (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

(配置職員)

第7条 自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置する。それぞれの職種における主な役割は以下のとおりとする。

(1) 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の職員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

(2) 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

(3) 就労支援員

支援対象者の就労に関する支援業務。公共職業安定所や協力企業をはじめ、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

(留意事項)

第8条 事業の実施手順については、「自立相談支援の手引き」(厚生労働省策定)に基づき実施する。

(支援調整会議)

第9条 相談支援員が作成した支援プランの承認、共有、プラン終結時等の評価、その他に関して審議を行うため、支援調整会議を開催する。

2 支援調整会議の開催に関して必要な事項は別に定める。

(個人情報の保護)

第10条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。